

【案2】三者契約

賃貸借契約書(案)

件名 独立行政法人日本芸術文化振興会舞台技術用端末の賃貸借  
(令和6年9月から36か月)

代金額 金 円也  
(うち消費税額及び地方消費税額金 円)

独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、独立行政法人日本芸術文化振興会舞台技術用端末(以下、「装置」という。)を、乙が責任をもって (以下「丙」という。)をして賃貸及び提供させることについて、上記の代金額で次の条項によって契約を締結する。

(目的)

第1条 乙は、仕様書に基づいて装置を設置し、丙をして甲に賃貸する。

2 乙は、契約期間中、甲に対し、装置の適切な操作方法を指導するとともに、装置が常時正常な状態で使用できるよう保守、修理又は調整(以下「保守」という。)を行うものとする。

3 乙及び丙が履行すべき給付内容は、仕様書で明記されたものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

(代金の支払)

第3条 上記代金額には、別紙の仕様書に基づく装置の賃借料、保守その他の役務に係る料金の全てを含むものとする。

2 代金は、上記代金額を契約期間月数36で除した額を1ヶ月経過ごとに支払うものとする。

3 丙は、該当月の翌月5日までに、請求書を甲の総務企画部情報推進課に送付する。甲は、請求書を受理した日から30日以内に、甲丙間で合意した銀行口座に送金して支払う。

(契約保証金)

第4条 甲は、乙及び丙に対し、本契約の締結につき甲の会計規程第26条に基づく契約保証金の納付を免除する。

(債権譲渡の禁止)

第5条 乙及び丙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場

合を除き第三者に譲渡し、又は承認させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（引渡し）

第6条 乙は、装置を賃貸借開始日までに正常に使用できる状態にして設置し、甲に引き渡すものとする。

2 甲は、装置を検査した後に引渡しを受け、これを使用するものとする。

（契約不適合）

第7条 前条により引渡しを受けた装置の規格、仕様、性能等に不適合、不完全その他の契約に適合しないものがあつたときは、甲は直ちにこれを乙に通知し、乙は、装置を整備して再検査を受けるものとする。

2 乙は、前項の検査終了後、物品引渡通知書を甲の総務企画部情報推進課に提出するものとする。

（搬入及び現地調整等）

第8条 乙は、装置の搬入、据付け及び現地調整に要する費用を負担するものとする。

（修理）

第9条 乙は、装置が故障、破損等したときは、直ちに機器を交換しなければならない。

（装置の管理）

第10条 装置の所有権は丙に属し、甲は装置の設置場所の温度、湿度、通風及びその他良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 乙は、保守に当たり、常に前項の管理についても注意を払い、異常を発見したときは速やかに甲に助言するものとする。

3 甲は、装置を第三者の権利の目的物とすることができない。

（禁止行為）

第11条 甲は、乙及び丙の了承なく装置のほかの器具及び部品の装着、装置の一部の取外し等、現状を変更する行為をしてはならない。

（装置の移転）

第12条 甲は、装置を仕様書に定める設置場所から他の場所へ移転する必要があるときは、あらかじめ書面をもって乙及び丙に協議するものとし、その費用は甲が負担するものとする。ただし、在宅利用については事前協議の対象外とする。

2 甲は、仕様書第2項に記載する再整備に伴う移転先へ設置場所を変更する場合は、あらかじめ書面をもって乙又は丙に通知し、その費用は乙又は丙が負担するものとする。

(装置の改良等)

第13条 甲は、甲の要求により装置に改良を加える等、特別な保守を行う必要が生じたとき又は甲の故意若しくは重大な過失により装置の修理若しくは調整を行う必要が生じたときは、あらかじめ書面をもって乙及び丙に協議するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

(保険)

第14条 丙は、自己の負担において装置に動産総合保険を付保するものとする。

(支援体制)

第15条 乙は、甲が行う装置の運営等に係る助言、指導等の技術的支援を適宜行うための支援体制をとるものとする。

(装置の返還)

第16条 本契約が期間満了又は契約解除等により終了したときは、甲は装置を丙に返還するものとする。返還に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 装置を返還した後の旧設置場所の修復に要する費用は、甲が負担するものとする。

(秘密保持)

第17条 甲乙丙は、本契約の締結及び本件役務をなすに当たって知り得た相手方の秘密、情報等を外に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、本契約期間終了後においても有効とする。

2 本契約の個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特約条項」に定めるところによるものとする。

3 本契約による情報セキュリティについては、「情報セキュリティに関する特約条項」に定めるところによるものとする。

(身分証明書の携行)

第18条 乙及び丙は、乙又は丙の従業員又は指定する者を装置の保守、管理等のため装置の設置場所に立ち入らせる場合は、当該立入者に身分証明書を携行させなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙又は丙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、14日以上期間を定めて当該状態の修補を乙又は丙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙又は丙が当該状態を修補しないときは、乙又は丙の帰責事由の有無にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく本件業務を行わない、又は行う見込がないと甲が認めたとき。

(2) 前号のほか、乙又は丙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙又は丙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙又は丙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契

約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
- (2) 会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。
- (4) 合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。
- (5) 前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (6) 甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。
- (7) 甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。
- (8) 民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合。
- (9) その他上記各号のいずれかに準ずるとき。

3 甲は、前二項の解除をした場合にも、乙又は丙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は、丙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲乙丙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲乙丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害

する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第21条 乙及び丙は、本契約の定め反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第22条 乙又は丙(乙又は丙の役職員を含む。)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙又は丙は、甲の請求に基づき、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額(本契約締結後、契約金額又は契約単価の変更があった場合には、変更後の契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、乙若しくは丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙若しくは丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は丙が構成事業者である事業者団体(以下「賃貸人等」という。)に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙又は丙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであ

るとき。

(4) 本契約に関し、乙又は丙（乙又は丙の役職員を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙又は丙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(遅延利息)

第23条 乙又は丙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙又は丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不可抗力)

第24条 甲乙丙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故その他自己の責めに帰すことのできない不可抗力により、契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が発生した場合、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力により影響を受けた乙又は丙は、当該不可抗力による履行遅滞、履行不能又は不完全履行の影響が軽減されるよう合理的な最善の努力を尽くすものとする。

(合意管轄)

第25条 甲乙丙は、本契約に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意する。

(協議事項)

第26条 本契約書に定めのない事項については、民法その他関係法令に則り、甲乙丙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通ずつを保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 東京都千代田区隼町4番1号  
独立行政法人日本芸術文化振興会  
理 事 長 長谷川 真理子

乙

丙

## 個人情報の取扱いに関する特約条項（案）

### （総則）

第1条 この個人情報の取扱いに関する特約条項（以下「個人情報取扱い特約条項」という。）は、この個人情報特約条項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

### （個人情報の取扱い）

第2条 受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（以下「個人情報」という。）が提供された場合は、当該個人情報について秘密保持の義務を負うものとし、次の各号により取り扱わなければならない。

- （1） 甲の提供する個人情報を第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁等から要求があった場合はこの限りではない。
- （2） 個人情報の利用は、本契約を履行するため必要な場合に限るものとし、本契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。
- （3） 前2号の規定は、本契約期間終了後もなお効力を有するものとする。
- （4） 甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約による業務に係る個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
- （5） 本契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。
- （6） 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために管理方法及び管理体制を定め、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報の管理及び搬送に努めなければならない。
- （7） 個人情報を管理・保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。
- （8） 本契約の履行後、廃止後又は解除後に、甲から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を甲に返却しなければならないものとし、本契約の履行のための複製等を行った個人情報があるときは、完全に消去する等適切な処理を行わなければならない。

### （再委託の制限）

第3条 本条に定める措置及び義務は、本契約の一部を他者に委任又は請け負わせる場合にも準用し、乙の責任において、当該者に対し個人情報に係る秘密の保持を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。



(漏洩時の対応)

第4条 第2条第6号に掲げる個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査)

第5条 甲は、乙の個人情報の管理の状況について次の各号に定める措置を講ずるものとし、乙はこれに対し誠実に協力しなければならない。

- (1) 乙は、甲に対し、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況の検査に関する事項等を、甲が指示する頻度で定期的に報告するものとする。
- (2) 甲は、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、年に一回以上、乙の事務所及びその他関連の施設に立ち入り、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況を、検査その他の方法で確認するものとし、乙はこれに協力するものとする。
- (3) 甲は、前項の調査の結果、又はその他の事由に基づき、乙における個人情報の管理体制が不十分であると判断したときは、乙に対し、その改善を請求することができるものとし、乙はこれに従わねばならないものとする。
- (4) 甲は、乙による履行を確保するため、個人情報の管理に関し、いつにおいても乙に対し、教育、指導、研修実施その他の必要な措置を実施することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(違反の場合の処置)

第6条 甲は、乙が前各項の規定に違反していると認めたときは、本契約の一部又は全部を解除することができるものとし、乙の責に帰すべき事由によって漏洩等の事故が発生し甲に損害が生じた場合には、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

(法令遵守)

第7条 前各条に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。

## 情報セキュリティに関する特約条項（案）

### （総則）

第1条 この情報セキュリティに関する特約条項（以下「情報セキュリティ特約条項」という。）は、この情報セキュリティ特約条項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

### （基本事項）

第2条 本契約により、発注者（以下「甲」という。）から業務の委託を受けた受注者（以下「乙」という。）は、本契約による業務を行うに当たり、情報資産の取扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

### （定義）

第3条 この情報セキュリティ特約条項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

（1） 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することをいう。

（2） 業務情報

本契約による業務を行うに当たり、甲から提供された情報及び新たに作成又は取得した情報をいう。

（3） 情報システム

本契約による業務を行うに当たり、甲から提供されたハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体等で構成され、これらの一部又は全体で業務処理を行う仕組みをいう。対象範囲は、本契約において該当する場合は、別に定める。

（4） 記録媒体

業務情報の記録及び管理に使用される磁気ディスク、磁気テープ、光ディスク等をいう。

（5） 情報資産

業務情報及び情報システムをいう。

### （情報セキュリティポリシー等の遵守）

第4条 乙は、「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー（以下「振興会セキュリティポリシー」という。）に従って乙組織全体のセキュリティを確保すること。「振興会セキュリティポリシー」は非公開であるが、準拠している「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」を、必要に応じて参照すること。「振興会セキュリティポリシー」は、本契約締結後開示する。

### （情報セキュリティを確保するための体制の整備）

第5条 乙は、情報セキュリティ基本方針を甲に明示する。

2 乙は、甲に対して情報セキュリティ特約条項の履行に関しての責任者、監督者及び作業従事者の名簿を届け出る。また、甲は作業従事者に身分証明書の提示を求めることができる。

3 乙は、情報セキュリティインシデント発生時の体制、対応について明示する。

4 乙は、作業従事者に対し、情報セキュリティ対策及び個人情報の保護の徹底について教育する。また、乙は甲の求めに応じて教育カリキュラム、教育実施状況等を提出する。

5 乙は、甲の請求があったときは、本契約に係る情報セキュリティ対策の実施状況について、書面により提出しなければならない。

6 甲は、乙にて特約条項における情報セキュリティ対策が遵守されていることを確認するため、必要に応じて情報システム監査又は検査を行う。この場合、乙は、甲の情報システム監査又は検査が円滑に遂行できるよう協力する。

7 第1項から第3項までについて内容に変更が発生した場合、乙は速やかに書面により甲へ連絡しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、本契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、本契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならないこと、及びその他情報資産の保護に関して必要な事項を周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。

3 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。特に、インターネット利用に際しては、業務目的以外のサイト等を閲覧してはならない。

(情報の管理義務及び返還義務)

第8条 乙は、契約の履行に当たり使用する甲の情報資産等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・き損等の事故を防止しなければならない。

(1) 施設設備の管理

乙は、業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

(2) 情報資産の借用

乙は、受託業務の履行に必要な情報資産を甲から借用するときは、その旨を書面により提出しなければならない。

(3) 情報資産の受渡し

本契約による業務に係る情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡し票等で確認し行うものとする。

(4) 複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。

(5) 業務履行場所以外への持ち出し禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を業務履行場所以外へ持ち出してはならない。

(6) 厳重な保管及び搬送

乙は、本契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(7) 情報資産の返還又は処分

乙は、本契約が終了し、又は解除されたときは、本契約による業務に係る情報資産を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾があるときを除き、本契約による情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、情報資産の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、特約条項で要求する事項を遵守させなければならない。

(情報セキュリティインシデント発生時の報告義務)

第10条 乙は、本契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(監査への協力)

第11条 乙は、第5条第6項の監査のほか、甲が受ける監査に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(特記事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙が特約条項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第13条 乙は前条までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。